

# 介護保険制度の改正のポイント

介護保険制度は、介護を必要とする方を社会全体で支える仕組みとして定着してきました。しかし、2025年には、団塊の世代が後期高齢者となり、介護や医療を必要とする方が増加することが見込まれており、介護保険制度の持続性を確保するため、介護保険制度の改正が行われました。



## 平成30年4月から実施

### ●介護保険施設に「介護医療院」が創設されました。

今後、増加が見込まれる長期的な医療と介護のニーズを併せ持つ高齢者を対象とした、「日常的な医学管理」や「看取りやターミナルケア」などの医療機能と、「生活施設」としての機能を兼ね備えた、「介護医療院」が創設されました。

### ●「共生型サービス」が創設されました。

デイサービス、ホームヘルプサービス、ショートステイなどを、高齢者や障害児者が共に利用できる「共生型サービス」が創設されました。

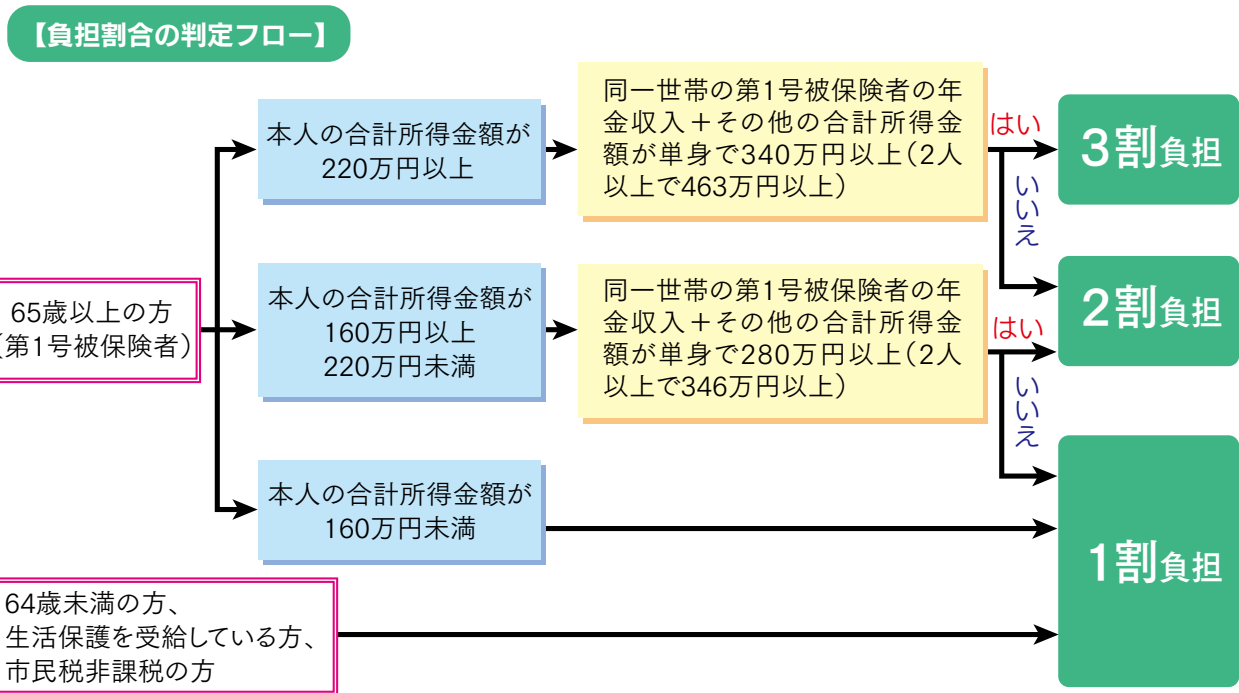
## 平成30年8月から実施

### ●高額医療合算介護（予防）サービス費の70歳以上の所得区分と限度額が変わります。

高額医療合算介護（予防）サービス費が、高額療養費制度の見直しにともない、70歳以上の現役並み所得者の所得区分を細分化した上で限度額が引き上げられます。  
ただし、一般の所得区分では、限度額は据え置かれます。

### ●2割負担の中で、特に所得が高い方の負担割合が3割になります。

サービス利用者で、現役並みの所得を有する方の負担割合が2割から3割に引き上げられます。以下のフロー図を参照ください。ただし負担の月額上限額に変更はありません。



# 第7期結城市高齢者プラン21を策定しました



市民の皆さんが住み慣れた地域でいつまでも元気に暮らすことができるよう、介護保険制度の改正や高齢者の現状を踏まえ、本市が目指す高齢社会の姿の指針となる「第7期高齢者プラン21」を策定しました。

## 基本理念 心と心で織りなす ふれあいのまち 結城

### 目標 1

#### いつまでも安心して暮らせる地域づくり

- 高齢者がいつまでも安心して暮らしていけるよう、医療・介護・介護予防・住まい・生活支援が切れ目なく提供される地域包括ケアシステムを構築するための体制整備を推進します。
- 認知症になっても本人の意思が尊重され、尊厳が保たれるような社会の構築に努めていきます。
- 医療や介護の専門的なサービスのみならず、市民相互の支え合いの活動を強化します。
- 住まいや交通などの生活全般において、高齢者の安全と安心を確保できるような環境づくりを推進します。

### 目標 2

#### すこやかな生活と生きがいつくり

- 高齢者がいつまでも健康を保てるよう、介護予防や健康づくりに取り組むとともに、家族介護者の負担軽減を図るための事業を推進します。
- 本人の状況に応じたサービスの充実を図り、地域で支える体制づくりを推進します。
- 高齢者が社会参加や生涯学習活動などにより、生きがいや社会的役割を持ち、さまざまな分野でいきいきと活動していけるよう支援していきます。

### 目標 3

#### 介護サービスの充実

- 高齢者が介護を必要とする状態になっても住み慣れた地域で暮らしていけるよう、居宅サービスや地域密着型サービスの充実に取り組んでいきます。
- 利用者が安心して介護サービスを受けることができるよう、介護保険事業の円滑な運営を図ります。
- 介護サービスの質の向上や人材の育成支援に取り組み、介護給付の適正化を推進し、介護サービスの適正な提供に努めていきます。

## ■65歳以上の方の介護保険料の所得段階

| 所得段階  | 対象者の区分                                                                               | 基準額に対する割合 | 介護保険料(年額) <sup>※1</sup> |
|-------|--------------------------------------------------------------------------------------|-----------|-------------------------|
| 第1段階  | 生活保護受給者または老齢福祉年金を受給している方で世帯全員が市民税非課税の方<br>世帯全員が市民税非課税かつ本人の前年の合計所得金額と年金収入の合計が80万円以下の方 | 0.45      | 26,460円                 |
| 第2段階  | 世帯全員が市民税非課税で前年の合計所得金額と年金収入合計が80万円を超え120万円以下の方                                        | 0.75      | 44,100円                 |
| 第3段階  | 世帯全員が市民税非課税で前年の合計所得金額と年金収入合計が120万円を超える方                                              | 0.75      | 44,100円                 |
| 第4段階  | 世帯の誰かに市民税が課税されているが本人は市民税非課税で前年の合計所得金額と年金収入合計が80万円以下の方                                | 0.90      | 52,920円                 |
| 第5段階  | 世帯の誰かに市民税が課税されているが本人は市民税非課税で前年の合計所得金額と年金収入合計が80万円を超える方                               | 1.00      | 58,800円                 |
| 第6段階  | 本人が市民税課税で前年の合計所得金額が120万円未満の方                                                         | 1.20      | 70,560円                 |
| 第7段階  | 本人が市民税課税で前年の合計所得金額が120万円以上200万円未満の方                                                  | 1.30      | 76,440円                 |
| 第8段階  | 本人が市民税課税で前年の合計所得金額が200万円以上300万円未満の方                                                  | 1.50      | 88,200円                 |
| 第9段階  | 本人が市民税課税で前年の合計所得金額が300万円以上400万円未満の方                                                  | 1.70      | 99,960円                 |
| 第10段階 | 本人が市民税課税で前年の合計所得金額が400万円以上の方                                                         | 1.75      | 102,900円                |

※1 基準月額4,900円に「基準額に対する割合」を乗じた額に12を乗じた額

本計画書は、市ホームページ、ゆうき図書館、山川出張所、江川出張所、介護保険課で閲覧できます。

問 市介護保険課 介護保険係 | TEL 34-0417